

Title	佐藤信淵の国家専売法
Sub Title	
Author	瀧本, 誠一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.5 (1925. 5) ,p.726(52)- 742(68)
JaLC DOI	10.14991/001.19250501-0052
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250501-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

佐藤信淵の國家專賣法

瀧本 誠 一

佐藤信淵は、我國封建時代に於ける最も極端なる國家社會主義者であつて、彼が主張する經濟道なるものは、アラユル經濟機關を悉く國家の指揮監督の下に置き、夫れく擔任の役所を設けて嚴正に國民の産業を統率節制せんとするのである。故に彼は周の六官、唐の六典に倣ひ、政事の中樞を六府に分ち、第一を本事府、第二を開物府、第三を製造府、第四を融通府、第五を陸軍府、第六を水軍府とし、國民の産業に従事する者をして悉く此の六府の中何れかに分屬せしめて、各其の産業を督勵せしめんとするのであるが、所謂る本事府なるものは國民の生活に缺く可らざる衣食の資料を供給することを掌り、開物府は山林鑛山等のことを掌り、製造府は大小の工業及製作のことを掌り、融通府は一切の商人を統率し、天下の貨物を分配融通

することを掌り、陸軍は唯兵事のみならず、牧蓄、車輓き、飛脚及日傭勞働等の事まで掌り、水軍府も亦海軍のみならず、一般の海運業及漁獵に關することまでも掌るのである。(信淵著垂統秘録に據る)而して此の六府は其の上にある神事臺、教化臺、太政臺の三臺に於て之を總轄するのであるが、信淵が其の大經濟政策を實行せんとする最も重大なる點は、六府の中の第四に位する融通府の所管政務であつて、コレが彼の所謂る經濟道實行の眼目である。故に余は今茲には主として此の融通府の所管に屬する國家專賣法の實行に關する彼の意見の大要を紹介評論せんと欲するのである。但し信淵は如上三臺六府の政治經濟組織が實現不可能の場合に於ても、此の融通府の事業のみは熱心に之を實行せんとし、機會のある毎に極めて痛切なる筆法に依つて之を主張して居ることを見れば彼の精神の専ら此に存することとは自ら明白であらう。

彼は曰く融通府は世界の貨物を統轄し、天下の商民を撫御して財用を融會し、多き所の諸物を少き所に運び、賤き所の物品を貴き所に移して有無相通じ、輕重相交て南北東西の偏鄙たりと雖も、萬貨屈伸の差ひと、群品高卑の異なる無く、各土に生

する所の物産をして、常に其價を平準ならしめ、且又遍く外邦に通商せしめ、互市交易の利潤を收めて國內を充實し、大に萬姓を滋息蕃衍せしめ、以て上下をして豊樂せしむることを司どるの職也……且此府の要務とする所は専ら交易の利潤を收めて財用を富裕ならしめ、以て國內の窮乏を周救するにあるが故に、諸國諸郡の要津には必ず萬貨を平均するの官署を設けて、互市交易の事を宰どらしめ、各其の配下に屬する村々にも皆悉く市舗を置て、官人出役し、商民を帥ひて萬貨を賣買せしめ、且つ典當館を立て、質をも取らしむべく、花利拔還の金錢をも借し出さしむべし云々(垂統祕錄)と、是れは國內に生産したる總ての商品は悉く之を政府に收納せしめ、如何なるものにて、商品は一切悉く私買を許さず、商人は皆有給の僱人として融通府の指揮の下に之を賣捌かしめんとするのである。故に彼は、互市交易は實に國家の大事なるを以て其權柄をば悉く此府に於て掌握し、商民等は其性の好む所の物を賣買することを課し、各自に厚く儼稟(俸給)を賜はりて、此を役使し、私に交易することを嚴禁す、故に皆是融通府の皂隸(奴隸)たるに過ぎるもの也」と云つて、商業は全然私營を許さずして、國家の專賣たらしめんとするのである。

信淵の此の理想は商人が商品の供給を勝手にし、物價の高低を自由になし得るの權力を有する間は、世上の財貨は皆悉く彼等に吸收せられ、國家の根本たるべき農民は常に飢渴の域を脱することが出来ないのみならず、國庫の空乏、日に益々甚だしきを致して、國君其の天職を全ふすること能はざるに至るのも畢竟する所、商人が利權を専らにするが爲めである。故に國家は一切總ての商品を生産者より取上げて其の有となし、ソレより更らに法定の價格をさめ、商人には相當の手續を給與して賣捌さしめんとするの主意なるも、此の理想の基づく所は全然支那太古の王制を復興し、伊尹管仲等に依つて實行せられたる禹の經濟道を套襲せんとするに外ならないのであつて、信淵は之を稱して自ら復古法と云へり。

信淵曰く抑も天意を奉りて生民を撫育したる功德は大禹を以て無上第一とす、故に大禹の天下を治めたる法を學びて國家の政を行ふを經濟道と稱す……昔大禹九州を經營して富有を究極せり、其後經濟道を修ることを怠りたるが故に貨財は悉く商賈に集りたるにて金玉の消失せたるに非ず、唯是富民等黨胥(姦臣の名)に奪取られんことを畏れ、深藏するが故に融通の路絶へて、遂に貧民の飢餓に迫れ

るのみ、今夫れ萬貨輻湊の政を行ひて其財を運動する時は速に國を富すべし云々(寫本經濟問答に據る、本書は嘉永二年木活字にて出版したる經濟問答祕記の上卷及寫本にて傳はる權貨法と略々其の内容を同ふするものなり)是れが信淵の理想とする所であるが、彼が所謂萬貨輻湊の政とはドンな事をするのかと云ふと、ソレも亦大禹の經濟道を行ひ、懋遷有化居萬物を筭權して、其の轉販を便利にし、以て贏餘を幅湊せしむと云ふのである、即ち之を譯して云へば、有無を貿易し、懋遷は貿易の義、積儲停滯してある貨物の疏通を計り、化居の居は蓄へ積んである貨物のことにて、化は其の所在を變修するの義なり、一切の貨物は總て之を國家の專賣として、筭權とは筭はクダ權は一本の丸木橋と云ふことにて、専らとも訓す專占の意なり、販賣し、其の之れより生ずる餘剩利益を悉く國家へ集め收む(輻湊)べしと云ふのである。信淵はこの事を齊の桓公と管仲との事實に徵證してコウ云つて居る、管仲曰く今夫府庫空虛にして、國用不足、百姓力盡きて厥賦は少しも不可加、只獨り山海の業を筭し、輕重の權を通じて、一ばら伊尹が商湯を富したる法に倣ひ、以て府庫を實すべきのみ。桓公悦び國家を管仲に委て其欲する所に從はしむ。於是

管仲國內の商賈を撫御して山海の産業を筭權し、通移輕重、開闔決塞、以て高下疾徐の筭を通し、轉販を便利にして其贏を收めしむ云々(木活字本經濟問答祕記上卷十頁)茲に通移輕重、開闔決塞と云ふは矢張有無を貿遷し、居を化すると云ふと同じ事であつて、財貨の偏輕偏重を正さんが爲めに多き所より寡き所へ遷移し、貴き所より賤き所へ運送し、開きたり闔ちたり、決したり塞いたりすること即ち出入糴糶を制して、物價の高下、生産及消費の疾徐、疾は急、徐は緩にて緩急を云ふを調節するの筭(はかりごと)は策に同じを立て、萬貨の輻湊を計らんとするのである。即ち之を約言すれば貧富片手落になり、富める者は益々富んで貧しき者は益々貧しくして常に飢寒の域に瀕するは商人が利權を掌握して物價の高下を自由にするが爲めに外ならざれば、此の大害を徹底的に一掃するは國家が一切の商品を專賣するより外に途なしと認めたのである。

加之ならず信淵は前にも述べた如く彼が所謂融通府の中には商品の專賣を管掌する平準館若くは交易所なるものを設置して其の賣買事務を扱はしむるのみならず、別に典當館(質屋の類)なるものをも設置して、貧民の爲めに融通の便を計

り、個人をして私に質屋業を営ましむることを禁せんとするのである。彼は曰く抑此府を建て、下民の賣買と典當とを嚴禁する所以は凡そ貨物を交易すると花利の金錢(利息)のつく金錢を借すことは、其利潤極めて廣大なるを以て、下民に許し此を爲さしむるときは、必ず豪富なる者下民に出来て、貧民に花利の金を借付け、利足に利足を加へて、此を困窮せしめ、終には貧民の産業を奪取て此を兼併するに至る……所謂る富豪兼併の禍に罹りて、其父母を飢寒せしめ、其兒孫を毒殺して、遂に他邦に離散するもの幾萬人と云ふことを知るべからず、豈是農民のみならんや、山民、礦民、百工、漁夫に至るまで花利の金に縛られて、富民の爲に生涯役使せらるゝ者極めて多し、皆是萬貨融通の法なきが爲めに、下民に豪富なる者次第に多くなりて、邦君諸侯も皆此が爲めに其國力を疲弊せられ、終には四海困窮し、天祿永く終らんとするに至る云々(垂統祕録)信淵が本文中に「萬貨融通の法」と云ふは即ち質業を筭權して商品の賣買と同じく國家の專占と爲さんとするのである、信淵はこの典當局の外に廣濟館(救貧院)療病館(貧民病院)慈育館(養育院)遊兒廠(幼稚園)等をも設置し、其の經費は總て融通府の所管に屬せしめて、今日のソレに似たる大社會政策を實行せんことを主張して居るのであるが、其の中にも國家の專賣法は彼が最も徹底的に實行の必要を唱へたる所である。

さてそこで信淵は、此の專賣法を實行するには、如何なる順序に依り、如何なる方法を以てするかと云ふに、彼は其の點に就ては復古法概言及權貨法等の諸書に於て詳かに其の實行方法を説いて居るのである、即ち彼は復古法概言の冒頭に於てコウ云つて居る。

此法を行ふには先づ上より命を下し、近來日用の諸品意外に高値に就き、士民一統難儀に及べり、因て御救ひの爲め御改革御政事仰せ出さるゝ由を觸流し、御勝手掛り御老中此を總べ司り、新に奉行所を立て御奉行一人、加擔六人有て其事を執行ふべく、御奉行は町奉行を三人(一本には二人とあり)に成されて、其上席を此の職に任じ、御勝手掛り勘定奉行を兼帶せしめ、且京都大阪にも奉行所を立置き、奉行一度づ、年々此に參勤して、諸事を裁酌し……奉行所既に備はり、然して後に令を天下に傳へ、水陸所生の萬物を此の奉行所へ統會し、悉く此を御上の御産物と定むべし(原文此の所に細注あり)天下の産物を悉く奉行所に集めて、代

金をも遣はさず、此を公儀の御品物と定め成すの一事に至ては、其奉行たる人の方寸中にあるべき儀にて筆紙の及ぶべきにあらず」と云ひ、又「此の復古法は上は國君の患害を除き、下は天下蒼生を安ずるの良謨なり、然れば上下の神祇皆感格擁護して冥助し給ふこと必定なり、故に不可爲の事に非ざるなり、若夫れ御下知を蒙り奉るに至ては、僕等が如き愚痴不肖の者なりとも至誠報國の念を以て、數萬の商人共を教化せば、商人等も亦皆報國の念を發起すべきを以て成就せんこと疑ひなし」などの文字あり、偕其奉行所に集りたる諸物産を賣捌くには各其物を取扱ふ商人年寄共を呼出し入札せしめ、其落札者に其品物を渡して賣捌かしめ、年寄品物を引取つて此を仲買に渡し、仲買又此を小商人に渡し、小商人は遍く世人に賣りて、代金を仲買に納め、仲買又此を年寄に納め、年寄此を集めて奉行所へ上納す、其納る定例は小商人は日々仲買に納め、仲買は十四日と晦日に年寄に納め、年寄は六十日を期限として奉行所へ上納す、不淨金(湯屋、遊女屋、質屋、金貸等より上納する金を云ふ)の上納も亦此に同じ云々(寫本復古法概言)

如上述ぶる所に依つて此の大理想の實行方法は兎に角明白であるが、さてコウ

して天下の生産物を悉く國家の有となし、右の通りの手續を履んで商人に賣捌かすとするときは其の商人に對する、手数料であるか、利益であるか、將た俸給であるか其の名稱は何れにしても相當の報酬を要することは、勿論であるが、信淵は此の點に於ては

商人賣買の利分正當の法を定めんとするに、凡そ天地の間森然たる萬物の中に甚だ多き物有り、甚だ少き物あり、輕き物あり、重き物あり、速に賣り易きあり、久しく賣れ難きもあり、長く貯へて損傷ざるものあり、短速に腐敗る者ありて、物の齊しからざるは物の性なり、故に天地の正理に従て其正當を定めざることを得ず、故に本値十分の一の利を取らしむべきもあり、或は二十分の一、三十分の一の利もあり、五十分の一、百分の一なるもあり、或は五分の一、三分の一の利を取らしむべき者も亦これあり、米穀、木綿布等の如きは二十分一の利を取ると此を罪することあり、又鮮魚、蔬菜等に至りては本値に倍するの利分を取ると雖も此を罪こそせざることあり、各其物の天理正中の利分を議定して、萬物賣買利潤の定式帳を作り、此を版本に製し、仲買等に遍く賜ふて急度此の法を守らしめ、定式外なる高利を

貪るを嚴しく禁じ、背法者よりは贖金を出さしむべし、如此するときには、姦商買置き等の悪計を行ひて物の値價を騰貴するの禍なく、萬物の價平かにして、上下日用の物、難澁することなかるべし云々(同上)

右の文中稍や不明瞭の點なきにあらざるも、信淵の意見は權貨法に依り奉行所へ收納したる生産物には一々政府に於て正當と認むる法定の價格前文に「本値云々」とあるは恐らくは是ならんを付し、この價格以外に、或は一割或は五分或は一分の利潤をかけて、商人に賣捌かしめ、而して其の利潤は何れも商人の手に歸するのであるが、この利潤の率は其の品物の性質に依つて多少の等差を立て、例へば米穀木棉布の如き一般の必要品にして何時まで貯藏して置いても差支へないような品は法定價格の上に二割位の利潤を取つても差支へなく、又魚類蔬菜等腐敗し易く、永持ちの出来ないような品は法定價格に一倍の利潤を取つても差支へなきこととし、其他商品々に依つて商人の取るべき利潤の率を一定して、之を定式帳なるものに記入し、それを印刷に付して仲買人に頒布し、嚴重に之を遵守せしめ、違反者には罰金を課することとし、すれば、上下一般に物價の騰貴に苦しむことなかるべしと云ふの主意らしく思はる。商品に法定價格を付しながら、尙其の上に商人の取るべき利潤を加へて賣捌かしむるは、チト可笑しき仕方の様なれども、信淵が復古法概言及權貨法等に述ぶる所に依つて、推察すればドウも爾く解釋するより外にしかたがないであらう。

然れども信淵の眞意は必ずしも法定の價格の上に商人の取るべき利潤を加へて賣捌かすと云ふのではなく、只だ漠然と正當價直を見積り、之に國家へ收るべき若干の分前と(正當價直の三十分の一を標準するもの、如し)商人の取るべき利潤とを加算して、夫れ、商品の價格を一定し、以て其の價格通りに賣捌かしめ、或る精算期に於て其賣上代金の中より國家の取分と商人の取分とを引去り、残りの金額即ち諸商品の正當價格に屬する部分は悉く之を前に無代で取上げたる生産者へ支拂ふと云ふ様にも解せらるるのである。現に復古法問答書(寫本)の終に「第五問に云々無價收一條は公料私領の差別もなく、貧富盈虛を論せず、總て皆舊來の荷主と舊例の如く事を取扱ひ、少しも疑はしむることなく、至誠を以て此を論し、多日ならず其價を融通し遣はすが故に絶て荷主に心配あることなし」と云つて無代沒

收にあらざることをはのめかし、又其他の所には、一旦上のものとなし云々と云つて、國家への取上げは永久の無代ではなく、一旦は取上げても追て近々に償ひ遣はすべきを、暗に默示して居る所より、推察するときには正當價直に當るべきだけは、賣上代金收納の上、各商人たちに割戻して呉れる見込みなるが如し。信淵は此の點に就いては前に掲げたる引用文に見へたる、如く無代で奉行所へ取上ぐる手段は、其奉行たる人の方寸中にありと云ひ、又國君の患害を除き天下蒼生を安ずる良謀なるが故に神祇の冥助あるべきは必定なりなどと云つて、實行上最も重大なる事柄に至つては却つて之を五里霧中にくまして曖昧模稜に付し去るが如き形迹あるも、其の實信淵は自ら責任を避けて遁辭を述べたるものにあらず、復古法問答書の末文に、此等の取扱(無代で生産物を取上ぐると云ふこと)には愚老に極て妙なる良法あり、然れども此の法は國家の政要、所謂る民可使_レ依_レ之、不可_レ使_レ知之の機密なるを以て世に漏泄すべき事にあらずと知るべしと云へるが如きも、亦是れ無策の口實に過ぎざる様に思はるゝも、信淵は平素中々の權謀家であつて、彼に之を實行せしめたらんには事實或は何等かの秘計奇謀あつて、巧みに其の功を奏するの望みがあつたかも知れないのである。現に彼が若年のとき津山藩の財政改革を委任せられた當時彼が改革案に對し國老年寄共より猛烈なる反對説の起りしとき、彼は泰然として國君に密策を献じ、無數の壯士をして反對黨誅戮の僞決議をなさしめて、彼等の心膽を寒からしめ、以て容易に改革の目的を達したるが如き事實(津山藩弊政改革秘話に詳なり)ありしことに想到すれば、信淵が全國の各生産者より先づ最初悉く無代で其の生産物を取上げて、一切上の御所有とする_{と云ふが如き無理無法の遣方}も仕様に依つては必ずしも實行不可能であるとは思はなかつたであらう。然れどもソレは全く實行者其人に依ることであつて、水戸烈公が會て伊達遠州公より信淵の物價餘論を借覽せられ、其書の跋尾に附記して、其人存すれば其政舉り、其人亡すれば其事熄む、如何なる良法ありても其人無ければ徒法に過ぎないであらうと評せられた(伊達公爵家所藏寫本物價餘論の末頁餘白に烈公親筆の評語あるを見る)ことありしが、この評語の適切なることは固より余の言を待たない所であらう。

弘化年中、時の首相水野越前守、信淵の經濟問答を閲讀して大に感ずる所あり、其

の近臣秋元某を信淵の寓居に遣はして、復古法に關する詳細の事を尋ねられたることありしかば、信淵は乃ち復古法概言を著はして大に國家の專賣法を論じ、竊かに越州をして己が大抱負の一端を實行せしめんと企圖したのである。然るに不幸にして此の概言が越州の手中に達せざる中に、彼は首相を懼められて、政權は復た例の如く小人の掌握に移つたのである。故に信淵は深く之を憾みとし、折角書き綴りたるを封のまゝ、何人にも見せずして、生土神の社下に深く埋藏したと云つて居るが、ソレは余も亦甚だ同感であつて、水野越州の如き有爲英邁の政治家にして、この復古法の精神を充分に咀嚼したらんには或は彼が平素の氣象を發揮して、良し信淵の考案通りでなくとも、多少の變更を加へて、之が實行を試みたるやも圖られないのである。信淵が越州の失脚に就き竊かに遺憾に堪へざるの意を洩らして居るは必ずしも偶然ではなかつたのであらう。

然れども信淵の此の極端なる國家專賣法實行の途上に横はる大困難は全國生産者の生産物即ち商品を一旦無償で皆悉奉行所へ納入せしむることよりも、寧ろ永久的にソクなことが可能であるや否の問題である。現在既に生産したものは説諭するなり脅迫するなり、徳川時代の御上の御威光を以てしては、信淵の云ふが如く容易に取上げられたかも知れないが、斯る事を年々歳々永久的に繼續し、生産者が自家用品以外に生産したものは皆悉く政府が勝手に定めたる正當價格を以て取上げらるゝと云ふ様な状態の下に、甘じて生産する者が有るかドウか、大問題である。現在の煙艸專賣業の如く一部分特定の事業に關することなれば兎も角も國家のアラユル商品を斯くの如き支配の下、殊に完全なる法律上の保護もなく、當局者の意思即ち法律であるが如き時代に於て、斯くの如き危険不安を冒して生産する者が永久的にあらうとはチヨット想像の及ばぬ所である。余は信淵の國家專賣法も亦一個の美はしきユツトピヤンの夢に止らんことを恐るゝのである。

附記本編の主旨に關し信淵の著作中最も主要なるものを左に掲ぐ

(一) 經濟要略 文政五年門人橋本某の爲めに著はしたるものなり。

(二) 木村子虚子に答へたる復古法 天保十五年の著作。

(三) 經濟問答 是は弘化元年某貴人の諸問に應じて著はしたるものゝ如し。

(四) 復古法概言 弘化二年の作にて水野越前守の求めに應じて著はしたるも奉

呈するに至らずして止む。

(五)復古法問答書 弘化二年門人岩川知平の質問に答へたるものなり。

(六)復古法 弘化三年に著はしたるものなり。

(七)權貨法 嘉永三年の著作にて木活字版小本經濟問答秘記の上巻と略々同一のものなれども内容多少の差異あり。

(八)垂統秘録 著作年月詳かならず、余が本論に引用せる書には安政四年信昭(信淵の男)の跋文あり。

(九)物價餘論并に簽書 餘論は天保九年簽書は同十三年の作にて松平定信の物價論を批評したるものなり。

(十)濟四海困窮建白 天保十三年の作なり、恐らくは徳川の執政に上りたるものならん。

以上

以上

以上

以上

以上

修正派社會主義概論

——特に唯物史觀及び近世社會の經濟的進化に關するベルンシュタインの見解——

金原賢之助

一八七八年に制定せられた彼の有名なるビスマルクの社會黨鎮壓法は、獨逸社會民主黨史上に悲壯なる一時代を残した。あらゆる社會主義的集會、結社、出版の禁止、社會民主々義運動者の追放、斯る集會に席貸せる家主及び此種文書を販賣せる書肆の營業禁止等が強行せられた。併しながら壓迫の存する所には反抗があり、反抗の爲には多少の意見の軒輊は之を抛棄して

も事を共にせんとするのが人間の心理である。

結局ビスマルクの社會黨鎮壓法は世間識者の一般に認むるが如くに失敗に終り、唯得たる所は、社會民主黨の態度の惡化と、其得票及び議員數の増加とのみであつた。而も吾人が獨逸社會民主黨史上注意しなければならぬことは、此鎮壓法の下に在りし間は社會民主黨が其從來蒙り來たつたラツサルの影響を全然脱却してマルクシズムに傾いたと云ふことである。この事は、社會民主黨の碩學カール・カウツキイによつて起草せられ一八九一年エルフルトの民主黨大會に於いて可決せられた所謂エルフルト綱領の前文が、よく之を示して居るのである。

然るに一八九〇年遂に社會黨鎮壓法が廢止の運命に逢着するや、それ迄一致協力外部の敵に抗争しつゝあつた社會民主黨員も内部を顧るの餘裕を生じ、幹部の政策に對して是非を論ずる者あるに至つたのは、是亦自然の成行である。